

パピオスあかし管理組合法人 御中

申請者名（イベント主催団体名・代表者名・連絡先）

--

区画番号（ K201 あかし市民広場 ）

®

荷捌き場使用承認申請書

この度、以下のとおり使用したく、管理規定に基づき申請いたします。

1. 使用希望日時（申請書は1日単位での提出をお願いいたします。）

年 月 日（ ）

2. あかし市民広場の利用範囲（いずれかの□にチェックを入れてください。）

利用範囲	<input type="checkbox"/> 1/4面利用	<input type="checkbox"/> 1/2面利用	<input type="checkbox"/> 全面利用
荷捌き場 車輛使用台数	4台まで	8台まで	20台まで

3. イベント当日の責任者氏名・携帯電話番号

責任者氏名		携帯電話番号	
-------	--	--------	--

4. イベント名称・内容

イベント名称：
イベント内容：
<input type="checkbox"/> ステージ <input type="checkbox"/> 展示会 <input type="checkbox"/> 体験・ワークショップ <input type="checkbox"/> 物販 <input type="checkbox"/> 飲食物販売・提供 <input type="checkbox"/> 商品紹介・企業PR <input type="checkbox"/> その他（ ）

- ・申請書は、イベント開催日の1か月前までにあかし市民広場事務所にご提出ください。
- ・申請書は、あかし市民広場から管理組合法人事務室へ提出します。
- ・搬出入日当日は、あかし市民広場から配布された許可証を持参し、駐車中は車輛のフロントガラスに掲示してください。
- ・荷捌き場が混雑する場合がありますが、安全上、警備員の指示に従ってください。
※指示に従っていただけない場合、使用を禁止する場合があります。
- ・別紙の搬出入車両タイムスケジュール表を一緒に提出してください。

あかし市民広場確認印

管理組合法人確認印

防災センター確認印

年 月 日

申請者名（イベント主催団体名・代表者名）

--

■搬入車両タイムスケジュール表

年 月 日（ ）

①搬入	荷捌き場使用時間帯	許可証番号	車輛運転者氏名（または団体名）と使用車種
1	時 分～ 時 分		
2	時 分～ 時 分		
3	時 分～ 時 分		
4	時 分～ 時 分		
5	時 分～ 時 分		
6	時 分～ 時 分		
7	時 分～ 時 分		
8	時 分～ 時 分		
9	時 分～ 時 分		
10	時 分～ 時 分		
11	時 分～ 時 分		
12	時 分～ 時 分		
13	時 分～ 時 分		
14	時 分～ 時 分		
15	時 分～ 時 分		
16	時 分～ 時 分		
17	時 分～ 時 分		
18	時 分～ 時 分		
19	時 分～ 時 分		
20	時 分～ 時 分		

- ・荷捌き場使用承認申請書と一緒に提出してください。・許可証番号はあかし市民広場が記入します。
- ・あかし市民広場の利用範囲によって、荷捌き場の使用可能車輛台数が決まっています（1/4面利用：4台まで、1/2面利用：8台まで、全面利用：20台まで）。なお、台数を超えての利用はできません。
- ・1/4面利用、1/2面利用の場合、午前8時30分からの利用となります（使用区分が午前または全日利用の場合）。
- ・全面利用の場合、午前7時15分から利用可能ですが、5分に1台を最小単位とした配車スケジュールを必ず組んでください（使用区分が午前または全日利用の場合）。

申請者名（イベント主催団体名・代表者名）

■ 搬出車両タイムスケジュール表

年 月 日（ ）

②搬出	荷捌き場使用時間帯	許可証番号	車輛運転者氏名（または団体名）と使用車種
1	時 分～ 時 分		
2	時 分～ 時 分		
3	時 分～ 時 分		
4	時 分～ 時 分		
5	時 分～ 時 分		
6	時 分～ 時 分		
7	時 分～ 時 分		
8	時 分～ 時 分		
9	時 分～ 時 分		
10	時 分～ 時 分		
11	時 分～ 時 分		
12	時 分～ 時 分		
13	時 分～ 時 分		
14	時 分～ 時 分		
15	時 分～ 時 分		
16	時 分～ 時 分		
17	時 分～ 時 分		
18	時 分～ 時 分		
19	時 分～ 時 分		
20	時 分～ 時 分		

- ・荷捌き場使用承認申請書と一緒に提出してください。
- ・許可証番号はあかし市民広場が記入します。
- ・極力、同じ時間帯での荷捌き場使用は避けてください。
- ・あかし市民広場の利用範囲によって、荷捌き場の使用可能車輛台数が決まっています（1/4面利用：4台まで、1/2面利用：8台まで、全面利用：20台まで）。なお、台数を超えての利用はできません。